

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年4月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年4月19日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

行政経営改革課 岡田課長、高山副主幹、元田主査補

3 件名

行政経営改革実施計画の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・行政経営改革審議会の委員の構成は？
 →4名の市民（男性2名、女性2名）と、4名の学識経験者、計8名。
 学識経験者は、岩井氏（日本大学 准教授）、坂野氏（流通経済大学 准教授）、宗和氏（トーマツ パートナー）、藤井氏（政策人口研究所 代表理事）に委員就任を依頼。

・審議会とプロジェクトチームで指針の取組項目を分担して調査審議することについては理解したが、基本方針2の「歳出の抑制」の取組項目について、両方が担当することとなっているが、なぜか？
 →歳出の抑制のうち、事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などについては、いろいろな意見があるため、市民や学識経験者の審議会の意見と、職員のプロジェクトチームの意見のいずれも把握する必要があることから、両方が担当することとしている。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（総務部行政経営改革課）

1 件名

行政経営改革実施計画の策定について

2 目的

白井市行政経営指針に基づき、具体的な取り組みの内容、時期、目標を明確にした計画である行政経営改革実施計画を策定することで、行政経営改革を着実に推進するため。

3 対応（策定方法等）

【策定方法】 ・行政経営指針が定める38の各取組項目のそれぞれについて、附属機関である行政経営改革審議会（以下、審議会）、プロジェクトチーム（以下、PT）が具体的な事業を検討し、審議会の調査・審議の結果を踏まえ、戦略会議で決定する。

- ・行政経営指針の全ての項目は、計画期間の3年間で完了、又は着手する。
- ・審議会は、委員間の議論を踏まえ、具体的な事業の計画書案を事務局が作成し、審議する。PTは、具体的な事業について検討し、計画書を作成する。
- ・計画書は、実施のスケジュールを示した簡素で市民にとってわかりやすいものとし、目標効果額は、3年間で効果額が生じるものと、生じないものがあるため、効果額が生じるもので、積算できるものだけの効果額を定める。

【事業の考え方】 ・実施計画事業は、今回の行政経営指針の取組項目のほか、昨年度に廃止した行政改革推進委員会委員からの提案や現行の行政改革実施計画のうち、引き続き取り組む必要がある事業については、計画に位置付ける。

・各取組項目を達成するための具体的な事業は、必ずしも1つの事業というわけではなく、複数の事業になることもある。

【計画期間】 3年間（平成30～32年度）平成33年度以降は、5年間の計画とする。

【市民参加】 ① 審議会（行政経営改革審議会） ② パブリックコメント

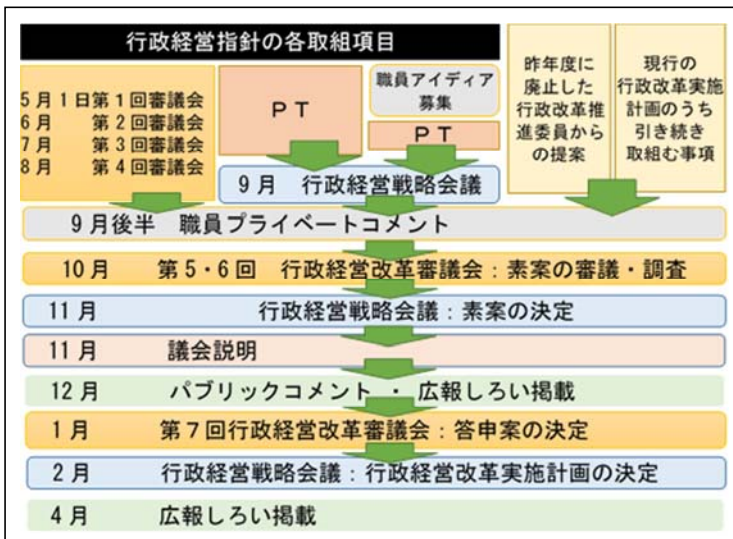
【職員参加】 ① 職員アイデア募集（5月） ② 職員プライベートコメント（9月）

【振り分け】 行政経営改革指針の取組項目38項目を次のとおり振り分ける。（別紙参照）

	審議会	プロジェクトチーム/PT
基準	市民や学識経験者の意見が必要な項目	審議会で検討しない項目（一部重複あり）
項目数	6	33

【PT選任】 行政経営改革課が指名する職員（PTメンバーの辞令発令あり）で構成。基本方針1担当と基本方針2担当の2グループを設置する。

4 スケジュール



5 関連情報

関係法令等	白井市行政経営指針
関係課	全課
予算措置	一般会計 2款1項1目 16行政経営改革に要する経費

基本方針2 自立した行財政運営

(4) 歳出の抑制

① 事業の見直し、統廃合、民間委託や協働などの推進・効率化

整理番号	2-(4)-①-イ	項目名	広報しろい作成委託	所管課	しろいの魅力発信課	
現在の取り組み	広報しろい作成作業である記事の作成、編集、校正、印刷のうち、記事の作成、編集、一般的な校正を市職員が行い、専門的な校正と印刷作業を民間事業者に委託している。					
今後の取り組み	広報しろい作成作業のうち、記事の作成以外の作業を民間事業者に一括して委託する。					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報しろい発行に要する歳出を削減する。 ● 広報しろいを見やすくする。 					
完了目標時期	平成31年度					
実施内容			実施スケジュール			
			平成30年度	平成31年度		
広報しろいの編集方針決定	→					
委託内容の検討	→	→				
委託の実施			→	→		
目標			実績			
平成30年度	0円			0円		
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報しろい編集方針を策定した。 ・ 委託内容を決定した。 ・ 入札を行い、委託事業者を決定した。 委託事業者 ●●印刷 		
平成31年度	2,000,000円			3,000,000円		
	人件費と委託費の合計 (H29) 26,000,000円 (A)			人件費と委託費の合計 (H29) 26,000,000円 (A)		
	人件費と委託費の合計 (H31) 24,000,000円 (B)			人件費と委託費の合計 (H31) 23,000,000円 (C)		
	目標額 (A-C) 2,000,000円			目標額 (A-C) 3,000,000円		
	H29	人件費 (3人) 21,000,000円 委託費 5,000,000円 合計 26,000,000円 (A)		H31	人件費 (2人) 14,000,000円 委託費 9,000,000円 合計 23,000,000円 (C)	
	H31	人件費 (2人) 14,000,000円 委託費 10,000,000円 合計 24,000,000円 (B)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷委託を平成31年4月15日号から開始した。 ・ 記事作成以外の作成作業の全面委託を平成31年5月15日号から実施した。 ・ 広報作成担当職員を1人削減した。 	
平成32年度	-円			-円		
合計	2,000,000円			3,000,000円		

【別紙】振り分け表

基本方針1 市民自治のまちづくり

		審議会	PT
1 市民参加の充実	① 「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。		●
	② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。		●
	③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。		●
	④ 市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。	●	
2 地域コミュニティづくり	① 自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。		●
	② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。		●
	③ 各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。		●
	④ 小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。		●
3 情報共有の徹底と可視化	① 広報やICT(情報通信技術)を活用した情報提供の充実を図ります。	●	
	② 出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。	●	
	③ 行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。	●	
	④ 課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。		●

基本方針2 自立した行財政運営

1 効率的な行政組織の構築	① 行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。		●
	② 突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。		●
	③ ICTなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。	●	
2 多様な人材の育成と確保	① 「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。		●
	② 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。		●
	③ 現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。		●
	④ 職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。		●
	⑤ 職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。		●
3 財源の確保	① 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。		●
	② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。		●
	③ 次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。		●
	④ 羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道16号や国道464号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。		●
	⑤ 農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。		●
4 歳出の抑制	① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。	●	●
	② 扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。		●
	③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。		●
5 事業主体の見直し	① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。		●
	② 事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。		●
6 評価	① 第5次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。		●
	② 評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。		●
	③ 評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。		●
	④ 市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。		●
	⑤ 行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。		●

基本方針3 公共施設等の最適な配置

1 公共施設等の最適化	① 都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。		●
	② 公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。		●
	③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。		●